

令和4年1月7日

一般社団法人 広島県資源循環協会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長  
広島県知事 湯崎 英彦

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための  
集中対策について（依頼）

本日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含むまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

本県では、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のとおり、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策に取り組むこととしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の6第1項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて、各事業者におかれましては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願ひします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担当 産業廃棄物対策課  
電話 082-513-2963



令和4年1月7日

## 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う  
新型コロナ感染拡大防止のための集中対策

## 1 趣旨

感染力の強いデルタ株、夏休みやお盆など人の移動の活発化が重なり、これまで最大規模となった令和3年7月中旬からの感染拡大が10月に収束して以降、全国的にも感染状況は落ち着いた状況が続いてきた。

同年11月30日、更に感染力が強いとされるオミクロン株の感染が国内ではじめて確認され（空港検疫）、12月下旬からは市中感染とみられる感染が全国各地で確認されるとともに、年末年始に伴う人の移動の活発化も重なり、本県を含めこれまでにない極めて速いスピードで感染者数が増加している地域も認められる。

こうした中、本県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の4第1項に基づき、令和4年1月9日からまん延防止等重点措置が適用されることが決定された。

県内の感染状況は、オミクロン株による市中感染とみられる感染も確認され、昨年末以降、新規報告者数に急速な増加傾向が認められ、1月6日までの1週間の人口10万人当たり新規報告者数は全県23.5人と短期間で警戒基準値（10～15人）に達している。

医療提供体制については、1月6日現在、確保病床使用率は24.7%、確保重症病床使用率は2.2%と大きな負荷は認められない。

一方で、新たな変異株であるオミクロン株への置き換わりが急速に進んでいること、年末年始の帰省や親族間交流等による感染拡大の影響が今から出てくること、及び専門家意見も踏まえれば、感染レベルは「レベル2」（警戒を強化すべきレベル）の状態にあると考えられる。

また、これまでの発生事例の分析（R3.12/22～R4.1/4）では、

- ・ 安芸郡から大竹市の県南西部を中心に感染が広がっていること
- ・ 感染者のうちワクチン接種者が半数を超えていること
- ・ 感染者のうち30歳代までが約70%，10歳代までが約25%を占めていること
- ・ 推定感染経路は、飲食など48%，家庭中心30%，医療機関・高齢者施設15%などが見られる。

専門家の方からは、

- ・ オミクロン株の感染伝播スピード、感染例は飲食を起因とする割合が高いことを考慮すると、行動制限を含めた強い対策を直ちに実施する必要がある。
- ・ 学校や職域等での大規模なクラスターの発生を防止するためにも、基本的な感染対策を徹底するとともに、会食は少人数とする、少しでも体調が悪い場合は休み、積極的に受診や検査を行うなど、県民の警戒レベルを上げていく必要がある。
- ・ ワクチン接種は、重症化予防の観点からも未接種者への接種勧奨とともに高齢者への3回目接種についても、できる限り前倒して着実に実施していく必要がある。
- ・ 医療提供体制については、感染者の急拡大に備えて、在宅医療の更なる促進、病床増と積極的な入院治療による重症化の防止すること、また、増加する軽症者に対して、指定医療機関等を含む多くの医療機関の外来患者の受け入れによって、広く治療にアクセスできる体制とすべきである。

などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ、ワクチン接種を進めるとともに、県民・事業者に引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を要請することや、まん延防止等重点措置に対する理解と協力により、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え、早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指して取り組む。

なお、法第31条の6第1項に基づき、知事が協力要請等を行う「まん延防止等重点措置区域」は、別紙に定める。

また、ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

## 2 集中対策期間

令和4年1月7日（金）～1月31日（月）

（まん延防止等重点措置の実施期間 令和4年1月9日（日）～1月31日（月））

なお、今後、感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また、感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても、要請事項（行動制限）の段階的な緩和やまん延防止等重点措置区域の一部解除を行う。

## 3 県民、事業者への要請【全県共通】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、県の対処方針という。）では、「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、家庭内、外出・移動時、職場や店舗における基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

今後、気温が低下していく時期に入るため、より一層、徹底していく必要がある。

### （1）人と人との接触機会の低減

#### ア 外出の削減【法第24条第9項に基づく要請】

- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会をできるだけ削減すること。
- また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人ととの接触を避け、距離を置く（1メートル以上、できるだけ2メートル以上）ことを心がけること。

#### ※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など

#### イ 職場への出勤等【法第24条第9項に基づく要請】

- 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。

## (2) 飲食店等の利用と感染予防【法第24条第9項等に基づく要請】

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策の適切な導入などを県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用すること（当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設（カラオケ設備を提供する店舗、スポーツクラブなどの運動施設等）においては、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行うとともに、感染者が発生し、感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること。

## (3) 別紙の1の区域における飲食店等の利用

- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避けること。
- ・ 要請に係る営業時間以外の時間に、当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。【法第31条の6第2項に基づく要請】
- ・ 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

## (4) 他地域への移動の自粛【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- ・ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
- ・ これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 別紙の1の区域と当該区域以外との往来は、最大限、自粛すること。
- ・ なお、上記の往来は通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

## (5) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況は「レベル2」（警戒を強化すべきレベル）であることから、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

## 4 イベントの開催要件【全県共通】

1月10日までを周知期間とし、1月11日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和4年1月11日適用）のとおり、イベントの主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、その規模要件等に沿った開催を要請する。

## 5 本対策に合わせた対応

### (1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ア 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- イ 医療・療養体制の確保

### (2) クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

- ア 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施
- イ 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導
- ウ 学校や大学等への要請

(学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

とりわけ、感染リスクの高い活動（グループワーク、調理実習、接触する運動等）における、児童生徒の「接触」等についてはできるだけ避けることとし、実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。

学校行事について、飲食物の提供等、リスクの高い活動は感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

昼食時には黙食を徹底し、登下校時の飲食は控えるよう指導すること。

寄宿舎に居住する生徒が帰省する際には、移動を最小限とするなど感染リスクを減ずること。

高等学校における部活動については、可能な限り感染症対策を行い、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動など、リスクの高い活動の実施は慎重に検討すること。

分散登校や臨時休業等を実施する際にはオンライン授業を実施できるよう準備するなど、地域や学校の状況に応じた対応に留意すること。

なお、小学校・中学校においても、分散登校や臨時休業等を実施する際にオンライン授業が実施できるよう、県教育委員会が支援する。

(大学、高等専門学校等)

授業に当たっては、こまめな換気・消毒、収容人数の制限、座席の間隔の確保、オンライン授業の活用等により、感染防止対策の徹底を図ること。

臨地実習に当たっては、実習先における感染防止対策の遵守に加え、事前のPCR検査の積極的な受検、実習前2週間及び実習期間中における感染防止対策の徹底を図ること。

寮生活、クラブ・部活動や合宿など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

### (3) ワクチン接種

感染症の収束を図るため、一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう、引き続き、有効性や安全性等の情報を周知していくとともに接種機会を確保する。

また、ワクチンの効果を持続させるため、市町や医師会等と連携して、追加接種の推進を図っていくとともに、県としても、市町の接種体制確保を支援するため、大規模接種会場の設置や職域接種を支援する。

## 重点措置区域の住民、事業者への要請

### 1 重点措置区域の設定

感染の地域的な抑え込み、全県への拡大防止のため、次の地域を法第31条の6第1項に基づき、知事が協力要請等を行うまん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）として定める。

- ・広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町

### 2 重点措置区域の住民、事業者への要請

「3 県民、事業者への要請」に加え、1により定める区域の住民、事業者に対して、本対策の期間中、次の事項を要請する。

#### (1) 人と人との接触機会の低減

##### ア 外出の削減【法第24条第9項に基づく要請】

- ・日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に20時以降の外出はさらに削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

##### ※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など

##### イ 職場への出勤等【法第24条第9項に基づく要請】

- ・Web会議やテレワークの活用、休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を削減することとして実施すること。
- ・重点措置区域においては、住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること。

### 3 施設の使用制限等

#### (1) 飲食店等に対する要請【法第31条の6第1項等に基づく要請】

マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、重点措置区域内の飲食店等に対して、別表1のとおり営業時間の短縮等を要請する。また、要請に応じた場合には、別に決定する協力支援金を支給する。

ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

#### (2) 大規模な集客施設に対する要請【法第31条の6第1項に基づく要請】

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、重点措置区域内の大規模な集客施設（多数の者が利用する1,000

$m^2$ 超の施設)に対して、別表1及び別表2のとおり要請を行う。この場合、協力金は支給しない。

### (3) 行政の取組

県は、営業時間の短縮等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また、感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第24条第9項等）を行う。

#### 【まん延の防止のために必要な措置】

- ・従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- ・新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、正当な理由がなく当該措置を講じない者の入場の禁止 など

## 1 飲食店等に対する要請及び協力支援金等の内容（重点措置区域）

要請の期間	令和4年1月9日（日）～1月31日（月） ※やむを得ない事情により1月9日に間に合わない場合でも、1月11日までに協力を開始し、すべての期間において協力すること。				
要請の根拠	①法第31条の6第1項、②法第24条第9項				
要請内容	①営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないこと。 ②同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること				
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗（結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。				
協力支援金 支給単価 (単位：万円)	・希望者には、早期給付を実施 <table border="1"><tr><td>中小企業</td><td>大企業</td></tr><tr><td>3.0～10.0／日</td><td>最大20／日</td></tr></table>	中小企業	大企業	3.0～10.0／日	最大20／日
中小企業	大企業				
3.0～10.0／日	最大20／日				
支給要件	・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常の閉店時間が20時以降など				

## 2 大規模な集客施設に対する要請の内容（重点措置区域）

要請の期間	令和4年1月9日（日）～ 1月31日（月）
要請の根拠	法第31条の6第1項
施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、葬儀場 等
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等
博物館等	博物館、美術館、図書館 等
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所、ネットカフェ、マンガ喫茶 等
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション、理美容店、質屋、貸衣装屋 等

【1,000 m<sup>2</sup>超】

- ・入場をする者の整理等
- ・入場をする者に対するマスクの着用の周知
- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）の自粛

※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記1の要請に従うこと

## 大規模な集客施設における入場者の整理等について

### 1 要請等の内容

入場者の整理等とは、これまでの入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置に加え、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を要請するものである。

### 2 入場者の整理等の内容

国の基本的対処方針及び事務連絡による以下の入場整理等の実施方法の例を参考に、入場整理等の実施を要請する。また、入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知すること。

#### ○施設全体での措置

- ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減（緊急避難場所となっている場合は除く。）等による人数制限

#### ○売場別の措置

- ・入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等による人数管理
  - ・一定以上の入場ができないよう人数制限
  - ・アプリで混雑状況を配信できる体制の構築  
(混雑時間帯に関する情報提供による、オフピークタイムでの来店の呼びかけ)
- このほか、混雑につながるような催物、バーゲンやタイムセールなどは、特に十分な対策を実施すること。

### 3 施設や混雑が予想される売り場等の人数管理

施設や感染リスクが高い場面とされる、百貨店の地下の食料品売り場等において、「通常営業時（令和元年12月以前）の半数程度の入場者」を目安として、入場整理等を徹底すること。

※ 県は、施設の取組について、県民へ十分周知し、理解と協力を求める。

## 広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年1月11日適用  
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができるとしている。

令和4年1月10日までを周知期間とし、1月11日以降のイベントについて適用する。ただし、1月10日までにチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

## 1 参加人数

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ないうちを限度とする。

基本的な要件		感染防止安全計画を策定した際の要件（※1） 〔 「大声なし」が担保され、 参加人数5,000人超で開催するイベント〕
人数上限 (A)	5,000人	20,000人
収容率 (B)	<p>■大声なし（※2） 100%（収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔）</p> <p>■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人ととの間隔（※3））</p>	<p>100%</p> <p>（収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔）</p> <p>※大声なしの担保が前提</p>

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とあり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人ととの間隔は、できるだけ2m、最低1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

※4 イベントには、重点措置区域内にある遊園地やテーマパーク等も含まれる。

## 2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

### 3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外（例：観客席等）においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

### 4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

### 5 感染防止安全計画の提出等

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超で開催しようとするイベントに適用する。（大声ありのイベントは、対象とならない。）
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

### 項目

### 基本的な感染対策

□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できるれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

- \* 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。
- \* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。
- \* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。
- \* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）  
 □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

②手洗、手指・施設消毒の徹底

□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底  
 \* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。  
 \* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。  
 \* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

③換気の徹底

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"><li>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</li><li>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築<ul style="list-style-type: none"><li>* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャバパティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人との接触を確保する。</li></ul></li><li>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない程度の間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</li><li>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</li></ul>
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）<ul style="list-style-type: none"><li>○飲食中の徹底の推奨</li><li>○食事中以外のマスク着用の推奨</li><li>○長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛<ul style="list-style-type: none"><li>*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</li></ul></li><li>○自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</li></ul></li></ul>

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<p><input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常生活からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p><input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p><input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p><input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p><input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかつた際の扱いし措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p><input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

